

## 令和元年司法試験合格発表についての会長声明

- 1 9月10日、本年の司法試験合格者が発表され、総合点810点以上を得た1502人の受験者が合格者とされた。
- 2 司法試験は、法曹となろうとする者に必要な学識と応用能力を有するかどうかを判定する国家試験である（司法試験法第1条第1項）。司法は国民の権利保護と社会正義に深く関わるものであるから、司法試験において「必要な学識と応用能力」を適切に判定し、法曹の質を確保することは、国民に対する国の重大な責務である。

法曹養成制度改革推進会議も、平成27年6月、当面、司法試験合格者数を年間1500人程度以上とすべきであるとする検討結果を取りまとめたが、その際、「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」との留保を付した。

この留保の意義については、国会の衆議院法務委員会において、政府参考人である大場亮太郎内閣官房法曹養成制度改革推進室長が、「これは、やはり国民の権利保護の見地から法曹の質の維持を優先することとするというふうな趣旨を込めたものでありますので、この下の三行（注－前記留保部分）に沿って運用がなされることを期待したい」と答弁している（平成27年5月22日第189回国会衆議院法務委員会会議録）。政府においても、司法試験の合格判定においては、1500人以上といった合格者数の確保よりも法曹の質の維持こそを優先すべきであり、それは市民の権利保護の見地に基づく要請であって、前記留保部分はこの点に立脚した重要な運用指針であるとの見解を表明しているのである。
- 3 当会は、昨年と一昨年の司法試験の合格判定が、上記の1500人程度以上という数値目標に拘泥して合格ラインを意図的に引き下げ、法曹の質の確保という市民に対する国の責務を軽視した疑義があること（平成29年10月20日付「平成29年司法試験合格発表についての会長声明」、平成30年10月13日付「平成30年司法試験合格発表についての会長声明」）を踏まえ、本年の合格判定に先立ち、改めて、1500人程度以上とされる合格者数の確保に拘泥せず、司法を担う法曹の質の維持・向上の要請をふまえた厳正な合格判定を行うことを強く求める旨の会長声明を発したところである（令和元年7月10日付「平成31年司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明」）。
- 4 しかし、本年の合格率も昨年比で約4.5%上昇しており、歴年の合格率をみると、「1500人程度以上」を謳った上記取りまとめの直後である平成28年以降、上昇を続けている。受験者数が急減している一方で、合格者数は1

500人を割ることがなく、微減するのみだからである。

年	受験者数	合格者数	合格率（四捨五入）
H26	8,015人	1,810人	22.58%
H27	8,016人	1,850人	23.08%
H28	6,899人	1,583人	22.95%
H29	5,967人	1,543人	25.86%
H30	5,238人	1,525人	29.11%
R1	4,466人	1,502人	33.63%

また、合格点と、全受験者の総合点について各年の分布を代表する中心的傾向を表す中央値（全受験者÷2）位の受験者が得た総合点）を歴年比較すると、以下のとおりとなる。（短答式試験不合格者と論文式試験最低ライン点未満者は、中央値より低い総合点であったと擬制する。）

年	合格点	中央値	合格点－中央値
H26	770点	604点	<u>166点</u>
H27	835点	679点	<u>156点</u>
H28	880点	725点	<u>155点</u>
H29	800点	659点	<u>141点</u>
H30	805点	706点	<u>99点</u>
R1	810点	726点	<u>84点</u>

合格点と中央値の差異が近年格段に縮小しているということは、各年の受験者全体のレベルが維持されているとしても、合格ラインが近年急落している何よりの証左である。

- 5 そして、法曹志願者が激減している現状等に照らせば、受験者全体の得点能力が近年上昇した可能性はほとんど想定しえないことから、上記4の合格ラインの急落は、司法試験の合格レベルが、絶対評価として、昨年、本年と急落したことを意味するのである。

司法試験の合格レベルが低下を続ける原因は明らかである。

例年、司法試験の合格点は5点刻み（総合点について。以下同じ）で決定されているところ、本年の合格点は810点であり合格者数は1502人であること、815点以上を得た受験者は1451人であることからすれば、本年の合格点が810点と決定された理由は、合格点を810点まで引き下げて初めて「1500人」の合格者数が確保されるという点以外にない。

政府は、「1500人」の数値目標を墨守するため、意図的に、「法曹となる者に必要な学識と応用能力」を画すべき合格判定のラインを、引き下げたものと言わざるを得ない。

かかる合格判定は、司法を担う法曹の質の維持という観点を軽視し、市民の権利保護の要請に反するものであり、取りまとめの上記留保部分を司法試験の重要な運用指針であるとする政府答弁にも背馳するものである。前述したとおり、政府ですら、1500名の合格者を確保することが「法曹の質の維持」と緊張関係にあることを当然の前提としていたにも拘らず、いまやその観点は無視されているに等しい。

- 6 当会は、我が国における弁護士数の適正化の観点から、司法試験合格者数を年間1000人以下とするよう求める総会決議をなしたものであり（平成29年6月24日付「適正な弁護士数に関する決議」）、本年の合格判定はその見地からも重大な疑義があることを付言する。
- 7 よって、当会は、本年の司法試験合格判定に対し、強く抗議する。

令和元年10月15日

長野県弁護士会  
会長 相馬 弘 昭